



臨時株主総会及び 普通株主による 種類株主総会 招集ご通知

開催情報

日時：2020年2月5日（水曜日）

午前10時00分 受付開始

午前10時30分 開会

場所：秋田市中通二丁目6番1号

秋田ビューホテル 4階「光琳の間」



マックスバリュ東北株式会社

証券コード：2655

証券コード 2655

2020年1月21日

株主の皆様へ

秋田市土崎港北一丁目6番25号

マックスバリュ東北株式会社

代表取締役社長 佐々木 智佳子

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申しあげます。

本臨時株主総会には、第1号議案として「当社とイオン株式会社との株式交換契約承認の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきまして、会社法第322条第1項第11号の決議をいただくため、普通株主による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2020年2月4日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年2月5日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 秋田市中通二丁目6番1号
秋田ビューホテル 4階「光琳の間」
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

3. 目的事項

【臨時株主総会】

決議事項

第1号議案 当社とイオン株式会社との株式交換契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

【普通株主による種類株主総会】

決議事項

議 案 当社とイオン株式会社との株式交換契約承認の件

以 上

- ◎本総会招集ご通知参考書類のうち、イオン株式会社の定款及び最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mv-tohoku.co.jp/>）に掲載しておりますので、本総会招集ご通知参考書類には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mv-tohoku.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎本総会においては、ご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりません。なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使に関するお願い

A

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2020年2月4日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

目次

臨時株主総会及び普通株主による

種類株主総会招集ご通知 …… 1

臨時株主総会参考書類 …… 4

普通株主による種類株主総会
参考書類 …… 28

臨時株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 当社とイオン株式会社との株式交換契約承認の件

当社、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）及びイオンリテール株式会社（以下「イオンリテール」といいます。）は、2018年10月10日に当社及びイオンリテール東北カンパニー（以下「AR東北」といいます。）の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結し、本経営統合の方式について、当社、イオン及びイオンリテールの3社で協議を進めてまいりました。

当社は、2019年12月10日開催の取締役会において、本経営統合に向けた取引として、イオンを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結するとともに、イオンリテールを分割会社、当社を分割承継会社とする、AR東北の店舗に係る事業に関して有する権利義務等を対象とした吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。また、本株式交換及び本吸収分割を総称して、以下「本件取引」といいます。）に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本株式交換は、イオンにおいては、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに、本株式交換を行う予定です。また、本吸収分割は、本株式交換の効力発生を条件として無対価で実施する予定であり、本吸収分割に関して、当社においては、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続により株主総会の決議による承認を受けずに、イオンリテールにおいては、会社法第784条第2項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続により株主総会の決議による承認を受けずに2020年3月1日を効力発生日として行う予定です。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日である2020年3月1日をもって、当社はイオンの完全子会社となります。また、本株式交換の効力発生日である2020年3月1日に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部において、2020年2月27日付で上場廃止（最終売買日は2020年2月26日）となる予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容の概要等は以下のとおりです。

1. 本株式交換を行う理由

国内における「食」を取り巻く環境は大きく変化しております。お客さまの変化として、可処分所得の伸び悩みや、平均寿命の延伸による老後の生活費の増加、スマートフォンなどデジタル化進展による価格比較の容易化などを背景とした「低価格志向」に加え、ナチュラル、オーガニックといった「健康志向」、よりフレッシュで美味しい地元のもの食べたい「ローカル志向」などの「食の嗜好の多様化」、高齢者世帯や単身・共働き世帯の増加による「時短ニーズ」などの高まりが顕著であり、このようなライフスタイルの変化に対応した店舗、商品、サービスの提供が益々重要となってきております。

経営環境の変化としては、ドラッグストアやコンビニエンスストア、ディスカウントストアなどの異業種との競争に加え、Eコマースの台頭など、ボーダレス化した「食」の市場を巡る競争の激化、生産年齢人口の減少による雇用確保難、最低賃金・社会保障費の上昇がもたらす人件費の高止まりといった「労働環境の変化」など、従来の労働集約型オペレーションモデルから脱却した新しいモデルの構築が急務です。

当社の親会社であり、イオンリテールの完全親会社であるイオンは、今後、このような「食」を取り巻く環境変化に対応し、更なる飛躍を果たすためには、従来のGMS（注1）などの大型店をベースとした物流センターやプロセスセンター（注2）について、地域ごとに最適な形への変革に取り組むとともに、バリューチェーンの構築、地域における地元商品の発掘・振興、地域独自のPB（プライベート・ブランド）商品の開発、ITを活用した店舗のレジレス、ネットスーパー対応などデジタル化のための投資を強化することが喫緊かつ必須な状況と考え、2020年に向けたグループ中期経営方針において、各地域でグループのスーパーマーケット（以下「SM」といいます。）企業が継続的に成長できる投資が可能なレベルとして、地域ごとに一定以上の売上規模を有する企業体になる必要があるとの、SM改革に関する方向性を示しました。

これを踏まえ、東北エリアで事業を展開する当社及びイオンリテールは、お客さまの食に対するニーズの変化やデジタル化に対応するため、東北エリアにおける市場シェアNO.1を目指して相互の経営資源・ノウハウの共有化を推進し、当事者のシナジーの極大化を実現することにより、お客さまに豊かな暮らしをご提供し、東北地域で最も貢献するSM企業となるために、当社及びAR東北の経営統合に向けた基本合意に至りました。

イオンは、本基本合意書締結以降、当社、イオンリテール及び各関係者との間で本経営統合に関する度重なる協議を行い、本経営統合後の事業方針や運営体制等について議論を積み重ねてまいりました。また、本件実施に伴う株主をはじめとするステークホルダーの皆様への影響について慎重に検討してまいりました。

イオン及びA R東北においては、グループとして東北エリアにおける市場シェアNO. 1を目指す上で、東北地域の経営資源の最適配分と有効活用を進めて、SM事業の成長を最大化するための経営改革を実施することが必要不可欠であるという認識のもと、以下の施策実行が必要であるとの判断に至りました。

① 出店戦略の推進

- (a) 東北地域における各県の市場規模や人口動態を加味した上で重点出店エリアを定め、新規出店を加速し、新規顧客の獲得につなげる
- (b) 老朽した既存店舗の活性化を実施し、店舗売上の底上げを図る

② 物流網の効率化

- (a) 新たなプロセスセンターの設置を含む東北エリアにおける製造・物流施設網を最適化し、鮮度向上による商品力の強化につなげる

また、上記①②の施策を進めるためにも規模拡大により両社の統合シナジーを最大限に発揮し、収益性の向上及び財務体質の強化を通じて事業基盤を確立していくことが必要であると考えております。具体的な統合シナジーとして、以下の内容を想定しております。

- ① 人事総務関連（本社組織のスリム化、コスト管理・ノウハウの共有化等）
- ② 商品・物流関連（帳合統合による原価低減、独自商品の開発による利益率改善）
- ③ 販促関連（規模拡大による販促コスト削減、媒体の共有化等）
- ④ その他重複業務・機能の統廃合によるオペレーションコストの低減等

イオン及びA R東北は、上記の施策を確実に実施かつ迅速に行うためには、東北エリアで事業を展開する当社及びA R東北が経営統合することが最善の策であるとの判断に至りました。また、当社及びA R東北は、両社で協議する中で、経営統合を進めるにあたっては抜本的な改革が必要不可欠であり、また迅速な意思決定体制のもとで経営改革を実施していくためにも、イオンが当社を完全子会社化し、イオン100%子会社とした上で統合することが最善であるという考えに至りました。イオンとしても、東北地域において人口減少と少子高齢化の進行によって、今後の地域産業・経済の見通しに不透明感があることから、迅速かつ抜本的な改革が遂行できる意思決定体

制が必要不可欠であり、上記の統合方式が最も望ましいとの判断に至りました。

以上のとおり、イオン及びA R東北は、本件取引を通じて東北地域の経営資源の集中・最適化を行うことが、関係当事者それぞれの企業価値向上に資するものであるのみならず、イオングループ全体の企業価値の向上のためにも非常に有益であると判断したことから、2019年12月10日、本件取引に関する最終合意をいたしました。

当社は、創業以来、イオングループの1社として、東北地域を地盤として、食料品、衣料品、日用雑貨品等の販売を主力とした小売事業を営んでおり、東北地域に根付いたSMとして、東北地域における市場シェアNO. 1の実現を目指しております。

しかしながら、当社が営業基盤とする東北地域においては、少子高齢化に伴う人口減少と個人消費の停滞が長期化するとともに、お客様の生活防衛志向や節約志向が依然として継続しており、また、競合他社との価格競争に加え業種・業態を超えた競争が激化するなど、全国的にみても特に厳しい状況が続いております。

こうした状況の中で、当社は、今後の事業運営の方針について検討した結果、当社とA R東北との経営統合により、当社が店舗展開している青森県、秋田県、岩手県、山形県に加え福島県、宮城県での店舗展開により一定以上の規模を有する企業体となり、相互の経営資源・ノウハウの共有化を推進し、当事者のシナジーの極大化を実現することにより、お客さまに豊かな暮らしをご提供し、東北で最も貢献するSM企業となるために2018年10月10日、イオン及びイオンリテールとの間で、本基本合意書を締結いたしました。

本基本合意書の締結後、当社は、イオン及びイオンリテールとの間において、本経営統合の在り方及び本経営統合の実施に伴う株主を始めとするステークホルダーの皆様への影響について慎重に協議してまいりました。このような協議をしていく中で、当社としては、現状の厳しい事業環境の下では、当社単独で有する経営資源を活用した経営努力のみによっては、東北地域における市場シェアNO. 1を実現することは困難な状況にあることは否定できず、また、今後、更なる競争激化も見込まれている中で、SM事業を成長させていくためには、迅速な意思決定が可能であって、かつ、これまで以上にイオングループの有する経営資源を当社として効率的に活用できる体制を構築することが必要であるとの認識を有するに至りました。

そして、このような認識を有していた中で、当社は、2019年10月17日には、イオン及びイオンリテールから、本経営統合の方法として本株式交換及び本吸収分割を実施することの提案を受けたことを受け、本件取引に関して更なる検討を進め、また、イオン及びイオンリテールとの間に

においても協議を重ねました。その結果、現状もイオングループとの連携は行ってきたものの、市場環境の急速な変化が見込まれる東北エリアにおいて、当社が上場会社として独立性を有したまま早急かつ抜本的な改革を実行することは困難であり、イオンの完全子会社となることによってイオングループの経営資源を最大限活用し、迅速に経営統合の効果を実現していく必要があると判断いたしました。具体的には、①効果的な投資をこれまで以上に迅速な判断のもとで行うことができるなど、戦略的な経営判断を迅速に行うことができる意思決定体制を構築することが可能となり、②必要に応じて財務的な支援を受けることも期待できるなど、当社の財務基盤の安定にも寄与することが期待できることに加え③ITや物流といった事業基盤をグループ内で共通化することによって最適な生産・運搬・販売体制を確立し、経費節減による収益力向上につながるとともに、イオンのブランド力・開発力を活かした商品展開の更なる推進、グループのマーケティング戦略を取り入れた効率的な店舗展開を進めることで、競争力をもった店舗運営をより一層強化できることが期待でき、また、④本吸収分割によって、AR東北に係る事業を承継することを通じて、当社の事業規模の拡大のみならず、東北地域における事業の効率化をより一層推し進めることが期待できるとの判断をいたしました。

さらに、本株式交換の対価として、イオンの普通株式（以下「イオン株式」といいます。）が対価として交付されることにより、当社の株主の皆様におかれましても、本経営統合に伴い期待されるシナジーの効果が発揮され、当社、ひいてはイオンの企業価値が向上した場合には、そのメリットをイオン株式を通じて享受できるという点において、当社の株主の皆様にとってメリットのある手法であると判断いたしました。以上の結果、当社は、イオン及びイオンリテールとの間において、本経営統合の方法として、株式交換により、当社がイオンの完全子会社となると同時に、イオンリテールのAR東北に係る事業を会社分割により承継することが、当社の長期的な成長のために最良の選択であると判断するに至り、2019年12月10日、本件取引に関する最終合意をいたしました。

イオン、当社及びイオンリテールは、本経営統合後の方針として、本経営統合による新会社のミッションを「食（文化）を通じて、豊かな暮らしを提供し、最も東北に貢献するSM企業となる。」と定めて事業運営に尽力し、株主の皆様をはじめとするお客様やお取引先様、従業員といった全てのステークホルダーと連携し、東北で最も信頼される企業になることを目指してまいります。また、本経営統合に伴い組織体制のスリム化を図ることで、これまで以上に迅速な意思決定と地域に密着した経営を実現してまいります。

(注1) GMSは、General Merchandise Store (総合スーパー) の略です。

(注2) プロセスセンターは、店舗で販売する生鮮食品や加工食品の製造及び包装等を行う施設です。

2. 本株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容の概要は以下のとおりです。

株式交換契約書 (写)

イオン株式会社 (以下「甲」という。) とマックスバリュ東北株式会社 (以下「乙」という。) は、以下のとおり株式交換契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (株式交換の方法)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換 (以下「本株式交換」という。) を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式 (但し、甲が有する乙の普通株式及びA種種類株式を除く。以下同じ。) の全部を取得する。

第2条 (当事者の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲 (株式交換完全親会社)

商号：イオン株式会社

住所：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(2) 乙 (株式交換完全子会社)

商号：マックスバリュ東北株式会社

住所：秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

第3条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年3月1日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第4条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て等に関する事項）

甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、第7条第2項に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主であって、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に0.65を乗じた数の甲の普通株式を交付する。なお、乙のA種種類株式については、甲の普通株式その他の金銭等の割当てを行わないものとする。

- 2 甲は、本株式交換に際して、各本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.65株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
- 3 前二項の規定に従って本割当対象株主のそれぞれに対して割り当てる甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金0円
- (2) 資本準備金 金0円

第6条（株式交換承認決議等）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、株主総会において本契約の承認を得ることなく、本株式交換を行う。但し、会社法796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。また、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- 2 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会並びに普通株式を有する株主による種類株主総会及びA種種類株式を有する株主による種類株主総会における本契約の承認その他関係法令により必要となる手続を行うものとする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（新株予約権の処理及び自己株式の消却）

乙は、前条第2項に定める乙の株主総会及び各種類株主総会において本契約の承認が得られた場合、効力発生日の前日までに、当該時点において残存している全ての新株予約権につき、無償で取得し、それらを消却するものとし、そのために必要な取締役会の決議その他法令上必要な全ての手続を行うものとする。

- 2 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時までには保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第8条（剰余金の配当）

甲は、2020年2月末日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式に係る登録株式質権者に対し、1株当たり18円又は甲及び乙が別途書面で合意する金額を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

- 2 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第9条（定款変更）

乙は、第6条第2項に定める乙の株主総会及び各種類株主総会において、本株式交換の効力発生までに、第11条に基づいて本契約が解除されておらず、かつ、第12条に定める本契約の効力を失わしめる事由が生じていないことを条件として、乙の定款から第12条（定時株主総会の基準日）の規定を効力発生日付で削除することを内容とする定款変更議案を上程し、その承認の決議を求めるものとする。但し、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第10条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本株式交換に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。但し、2019年12月10日付けでイオンリテール株式会社（以下「丙」という。）と乙の間で締結された吸収分割契約に基づく、丙を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする、丙が東北地域において行っている小売事業及びディベロッパー事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）は、本条にいう「本株式交換に重大な影響を及ぼす行為」には該当しないものとする。

第11条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合（本吸収分割が中止された場合又は解除された場合その他当該吸収分割が効力発生日において効力を生じないことが確実な場合を含む。）には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに本契約について第6条各項及び第9条に定める甲の株主総会又は乙の株主総会若しくは各種類株主総会の承認が得られなかったとき（但し、甲については株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、法令に定める関係官庁の認可若しくは承認が得られなかったとき、又は第11条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第13条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（印紙税）

本契約書にかかる印紙税は、甲乙折半して各自負担する。

第15条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2019年12月10日

甲：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
代表執行役社長
グループCEO 岡田 元也

乙：秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 佐々木 智佳子

3. 会社法施行規則第184条第1項（第5号及び第6号を除く。）に定める内容の概要

(1) 交換対価の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	イオン (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.65

(注1) 本株式交換に係る割当比率

イオンは、その保有する当社株式1株に対して、イオン株式0.65株を割当て交付いたします。ただし、イオンが保有する当社株式（2019年12月10日現在9,207,250株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するイオン株式数

イオンは、本株式交換に際して、イオンが当社発行済株式の全部（ただし、イオンが保有する当社株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（ただし、イオンを除きます。）に対して、その保有する当社株式に代えて、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に基づいて算出した数のイオン株式を割当交付する予定ですが、交付する普通株式は保有する自己株式（2019年8月31日現在30,200,080株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本臨時株主総会及び本臨時株主総会の後に開催される普通株式を有する株主による種類株主総会並びにA種種類株式を有する株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」と総称します。）において本株式交換契約が承認され、本株式交換契約が解除されておらず、かつ、本株式交換契約の効力を失わせる事由が生じていないことを条件として、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する旨を決議しており、当該決議に基づき自己株式の消却を実施する予定です。本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

イオンと当社の株式交換により、イオンの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、イオン株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

(i) 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びイオンの定款の規定に基づき、イオンの単元未満株式を保有する株主の皆様が、イオンに対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元（100株）となる数のイオン株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

(ii) 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、イオンの単元未満株式を保有する株主の皆様が、イオンに対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

イオンと当社の株式交換に伴い、イオン株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、イオンが、当社株式1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

イオン及び当社は、2018年10月10日付で行った本経営統合に関する基本合意公表以降、本格的な検討を開始いたしました。なお、当該検討に際しては、下記(エ)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換における株式交換比率その他本株式交換の公正性を担保するため、イオンは野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、当社は株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として、またイオンは弁護士法人淀屋橋・山上合同を、当社はTMI 総合法律事務所をそれぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。

そして、当社においては、下記(オ)「利益相反を回避するための措置」の(i)「当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、イオンと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員（以下「独立役員」といいます。）である野口敏郎氏及び早川進氏、並びに、イオンと利害関係を有しない当社の社外監査役であり、かつ、独立役員である飯島誠一氏の3名によって構成される特別委員会から2019年12月10日付で受領した答申書の内容を踏まえ、最終的に上記①の「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率が当社の第三者算定機関である三菱UFJ銀行による株式交換比率の算定結果のうち、2019年12月9日を算定基準日とする市場株価分析の算定結果のレンジをやや下回るものの、本経営統合に関する本基本合意書の締結を公表した日である2018年10月10日を算定基準日とした市場株価分析の算定結果のレンジのほか、本件取引によるシナジー効果考慮前後の類似会社比較分析及びシナジー効果考慮前のディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）による算定結果のレンジの上限を上回り、また、シナジー効果考慮後のDCF分析の算定結果のレンジの範囲内であることから妥当であり、当社の少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように、両社は、それぞれ、第三者算定機関による算定結果を、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、また当社は特別委員会から取得した答申書等も踏まえた上で、イオンは代表執行役において、当社は2019年12月10日に開催された取締役会において、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定し、合意いたしました。

(イ) 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

イオンの第三者算定機関である野村證券は、イオン及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、当社の第三者算定機関である三菱UFJ銀行は、イオン及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 算定の概要

イオン及び当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、イオンは野村證券を、当社は三菱UFJ銀行を第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式交換比率算定書を取得いたしました。

野村證券は、イオンについては、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を採用して算定しました。

当社については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それに加えて比較可能な過去の買収事例が複数存在し、類似取引比較による株式価値の類推が可能であることから類似取引比較法をそれぞれ採用して算定を行いました。なお、類似会社比較法及びDCF法においては、それぞれ本件取引によるシナ

ジー効果考慮前の株式価値及びシナジー効果考慮後の株式価値の双方について評価を行いました。

また、類似取引比較法で採用した当社の財務数値にはシナジー効果は含まれておりません。

イオン株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採 用 手 法	株 式 交 換 比 率 の 算 定 レ ン ジ
市場株価平均法（基準日①）	0.58～0.64
市場株価平均法（基準日②）	0.67～0.71
類似会社比較法（シナジー効果考慮前）	0.32～0.47
類似会社比較法（シナジー効果考慮後）	0.32～0.49
D C F 法（シナジー効果考慮前）	0.32～0.38
D C F 法（シナジー効果考慮後）	0.45～0.68
類似取引比較法	0.36～0.64

なお、市場株価平均法については、本基本合意書の締結を公表した日である2018年10月10日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、イオン株式及び当社株式の東京証券取引所市場における基準日①の終値、基準日①から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を、並びに2019年12月9日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、イオン株式及び当社株式の東京証券取引所市場における基準日②の終値、基準日②から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値をそれぞれ採用いたしました。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。イオン、当社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、

第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2019年12月9日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。

なお、野村證券の算定は、イオンの業務執行を決定する機関が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の事業計画において、大幅な増益を見込んでいる事業年度を含んでおります。2020年2月期は営業利益1,100百万円、当期純利益350百万円と前年比大幅な増益を見込んでおり、また、2021年2月期は営業利益1,480百万円、経常利益1,480百万円、当期純利益680百万円と前年比大幅な増益を見込んでおります。これらは各店舗に適した売り場作りや品揃えの推進及び新規出店に伴い売上高の増加が見込まれること並びに仕入れ政策の見直しによる値入率の向上やオペレーションの効率化により利益率が改善することによるものです。

他方、三菱UFJ銀行は、イオンについては、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を採用して算定しました。

当社については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較分析を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF分析を、それぞれ採用して算定を行いました。なお、類似会社比較分析及びDCF分析においては、それぞれ本件取引によるシナジー効果考慮前の株式価値及びシナジー効果考慮後の株式価値の双方について評価を行いました。

イオン株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採 用 手 法		株式交換比率の算定レンジ
イ	オ	社
市場株価分析 (基準日①)	市場株価分析 (基準日①)	0.58～0.64
市場株価分析 (基準日②)	市場株価分析 (基準日②)	0.67～0.71
市場株価分析 (基準日②)	類似会社比較分析 (シナジー効果考慮前)	0.46～0.49
市場株価分析 (基準日②)	類似会社比較分析 (シナジー効果考慮後)	0.48～0.49
市場株価分析 (基準日②)	D C F 分析 (シナジー効果考慮前)	0.33～0.42
市場株価分析 (基準日②)	D C F 分析 (シナジー効果考慮後)	0.62～0.79

なお、市場株価分析については、本基本合意書の締結を公表した日である2018年10月10日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、イオン株式及び当社株式の東京証券取引所市場における基準日①の終値、基準日①から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値、並びに2019年12月9日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、イオン株式及び当社株式の東京証券取引所市場における基準日②の終値、並びに基準日②から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値をそれぞれ採用いたしました。

類似会社比較分析では、当社の主要事業であるSM事業との類似性を考慮し、ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社、株式会社ヤオコー、株式会社リテールパートナーズ、株式会社ベルク、株式会社関西スーパーマーケット及びアルビス株式会社の計6社を類似会社として選定したうえ、EV/EBITDA倍率を用いて算定を行いました。

DCF分析では、当社については、当社が作成した2020年2月期から2022年2月期までの事業計画に当社が作成した本件取引によるシナジー効果を合算した財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率を4.00%～5.00%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を-0.25%～+0.25%として算定しております。

三菱UFJ銀行は、株式交換比率の算定に際して、イオン、当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で三菱UFJ銀行に対して未開示の事実はないことを前提としております。さらに、イオン、当社及びそれらの関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJ銀行の株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、三菱UFJ銀行の算定は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考資料に資することを唯一の目的としております。

なお、三菱UFJ銀行がDCF分析による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増益を見込んでいる事業年度を含んでおります。2020年2月期は営業利益約1,300百万円、経常利益約1,300百万円、当期純利益530百万円と大幅な増益を見込んでおります。これは各店舗に適した売り場作りや品揃えの推進及び新規出店に伴い売上高の増加が見込まれること並びに仕入れ政策の見直しによる値入率の向上やオペレーションの効率化により利益率が改善することによるものです。また、当期純利益においては、2021年2月期に744百万円、2022年2月期に1,026百万円と前年比大幅な増加を見込んでおりますが、本件取引を通じた共通部門のコストカットやスケールメリットを活かした購買力の強化等のシナジーを織り込んでいることによるものです。なお、当該財務予測は本株式交換の実施を前提としたものです。

(ウ) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

イオン及び当社は、当社株式に係る本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるイオン株式を選択しました。

当社は、本株式交換の対価として、イオン株式が対価として交付されることにより、当社の株主の皆様におかれましても、本経営統合に伴い期待されるシナジーの効果が発揮され、当社、ひいてはイオンの企業価値が向上した場合には、そのメリットをイオン株式を通じて享受できるという点において、当社の株主の皆様にとってメリットのある手法であること等を考慮して、イオン株式を本株式交換における交換対価とすることが適切と判断いたしました。

なお、本株式交換により、その効力発生日である2020年3月1日をもって、イオンは当社の完全親会社となり、完全子会社となる当社株式は東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準に従って、2020年2月27日付で上場廃止（最終売買日は2020年2月26日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできなくなります。当社株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付されるイオン株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も東京証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、基準時において当社株式を154株以上保有し、本株式交換によりイオンの単元株式数である100株以上のイオン株式の割当てを受ける株主の皆さまは、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、基準時において154株未満の当社株式を保有する株主の皆さまには、単元株式数に満たないイオン株式が割り当てられます。単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、株主の皆さまのご希望によりイオンの単元未満株式の買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆さまは、最終売買日である2020年2月26日（予定）までは、東京証券取引所市場第二部において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができます。また、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(イ) 公正性を担保するための措置

本株式交換においては、イオンが当社の親会社であることから、本株式交換は当社にとって支配株主との重要な取引等に該当するため、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり、本件取引の公正性を担保するための措置を実施しております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

イオン及び当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、イオンは野村證券を、当社は三菱UFJ銀行を第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記(i)「算定に関する事項」の(ii)「算定の概要」をご参照ください。

なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

イオンは弁護士法人淀屋橋・山上合同を、当社はTMI総合法律事務所を、本件取引に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、それぞれ本件取引に関する諸手続並びに意思決定方法（当社においては取締役会の意思決定方法を含みます。）及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、弁護士法人淀屋橋・山上合同及びTMI総合法律事務所は、イオン及び当社との間で重要な利害関係を有しておりません。

(4) 利益相反を回避するための措置

本件取引は、イオンが当社及びイオンリテールの親会社であり、イオンを通じて相互に利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

(i) 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社の取締役会は、本件取引の是非を審議及び決議するに先立って、本件取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本件取引を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、イオンと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ、独立役員である野口敏郎氏及び早川進氏、並びに、イオンと利害関係を有しない当社の社外監査役であり、かつ、独立役員である飯島誠一氏の3名によって構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を2019年10月18日に設置し、特別委員会に対し、(a) 本件取引の目的の合理性、(b) 本件取引の取引条件の妥当性、(c) 本件取引の手續の公正性、(d) これらの点を踏まえ、本件取引が当社の少数株主に不利益でないことについて、諮問いたしました。

特別委員会は2019年10月23日から2019年12月5日までに、会合を合計6回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。特別委員会は、かかる検討にあたり、当社から、本件取引の目的、背景、当社の事業内容、業績、企業価値の内容、並びに本株式交換比率を含む本件取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を受けており、また、三菱UFJ銀行から本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けております。さらに、特別委員会は、当社の法務アドバイザーであるTMI 総合法律事務所から、本件取引に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けております。

特別委員会は、かかる経緯の下、上記諮問事項について、慎重に審議、検討をした結果、本件取引を行うとの決議を当社の取締役会が行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の答申書を2019年12月10日付で当社の取締役会に提出しております。

- (ii) 当社における利害関係を有する監査役を除く取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本日開催の当社の取締役会では、当社の取締役の全員が出席し、全員一致で、本株式交換を含む本件取引に関する審議及び決議を行いました。また、上記の取締役会には、芳賀直人氏、居城泰彦氏及び太田年和氏を除く監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の監査役のうち、イオン子会社の監査役を兼任している芳賀直人氏、イオンの従業員を兼務しイオン子会社の監査役を兼任している居城泰彦氏、並びにイオン子会社の監査役を兼任している太田年和氏は、本件取引に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本件取引に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記当社の取締役会における本件取引に関する審議には参加しておりません。

- (2) 株式交換完全親会社となるイオンの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項
本株式交換により、イオンの増加する資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

資本金	0円
資本準備金	0円

かかる内容は、イオンの資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定されたものであり、相当であると判断しております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

- (1) イオンの定款の定め

イオンの定款は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.mv-tohoku.co.jp/>) において掲載しております。

- (2) 交換対価の換価の方法に関する事項

- ① 交換対価を取引する市場

イオン株式は東京証券取引所市場第一部において取引されております。

- ② 交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者
イオン株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社）において取引の媒介、取次等が行われております。
- ③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容
該当事項はありません。

(3) 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2019年12月10日）の前営業日を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所市場第一部におけるイオン株式の終値の平均は、それぞれ、2,253円、2,152円及び2,011円です。

また、イオン株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) イオンの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の状況

イオンは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社が発行している新株予約権について、本株式交換の効力発生日の前日に存在するものは、当社がその全てを新株予約権者から無償で取得し、消却することを予定しております。なお、当社は、新株予約権付社債を発行しておりません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) イオンの最終事業年度に係る計算書類等の内容

イオンの最終事業年度（2018年3月1日から2019年2月28日まで）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.mv-tohoku.co.jp/>) において掲載しております。

- (2) イオンにおいて最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はございません。

- (3) 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
本吸収分割契約の締結

当社とイオンリテールは、2019年12月10日開催のそれぞれの取締役会決議に基づき、本吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割は、本株式交換の効力発生を条件としているため、イオンの100%子会社である当社及びイオンリテールとの間で行うものであることから、当社がイオンリテールに対して交付する対価は、無対価とすることを予定しております。

- (4) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価格（2019年2月28日現在）

資 産		負 債	
項 目	帳 簿 価 格	項 目	帳 簿 価 格
流 動 資 産	4,459百万円	流 動 負 債	30,431百万円
固 定 資 産	39,063百万円	固 定 負 債	4,387百万円

なお、実際に承継する資産及び負債の金額は、本吸収分割の効力発生日前日時点が基準となるため、上記の金額とは異なります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

第1号議案が承認可決された場合、①本経営統合の新会社として、本件取引の実施に伴い、当社の商号を変更すること、また、②本株式交換の効力が発生した場合には当社はイオンの完全子会社となり、以後、定時株主総会の基準日制度の必要性が失われるため、定時株主総会の基準日に係る定款の定めを削除することその他所要の変更を行いたく、当社定款の一部変更につき、ご承認をお願いするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会、本種類株主総会及びA種種類株式を有する株主による種類株主総会において本株式交換契約が承認され、本株式交換契約が解除されておらず、かつ、本株式交換契約の効力を失わせる事由が生じていないことを条件として、2020年3月1日に効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第1条 当社は、 <u>マックスバリュ東北株式会社</u> と称する。英文を用いる時は、 <u>MAXVALUTOHOKU CO.,LTD.</u> と表示する。	(商 号) 第1条 当社は、 <u>イオン東北株式会社</u> と称する。英文を用いる時は、 <u>AEON TOHOKU CO.,LTD.</u> と表示する。
第2条～第11条 (条文省略)	第2条～第11条 (現行どおり)
<u>(定時株主総会の基準日)</u>	(削除)
第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年2月末日とする。</u>	
第13条～第38条の2 (条文省略)	第12条～第37条の2 (現行どおり)

以 上

普通株主による種類株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 当社とイオン株式会社との株式交換契約承認の件

議案の内容につきましては、臨時株主総会参考書類第1号議案「当社とイオン株式会社との株式交換契約承認の件」に記載のとおりです。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場のご案内

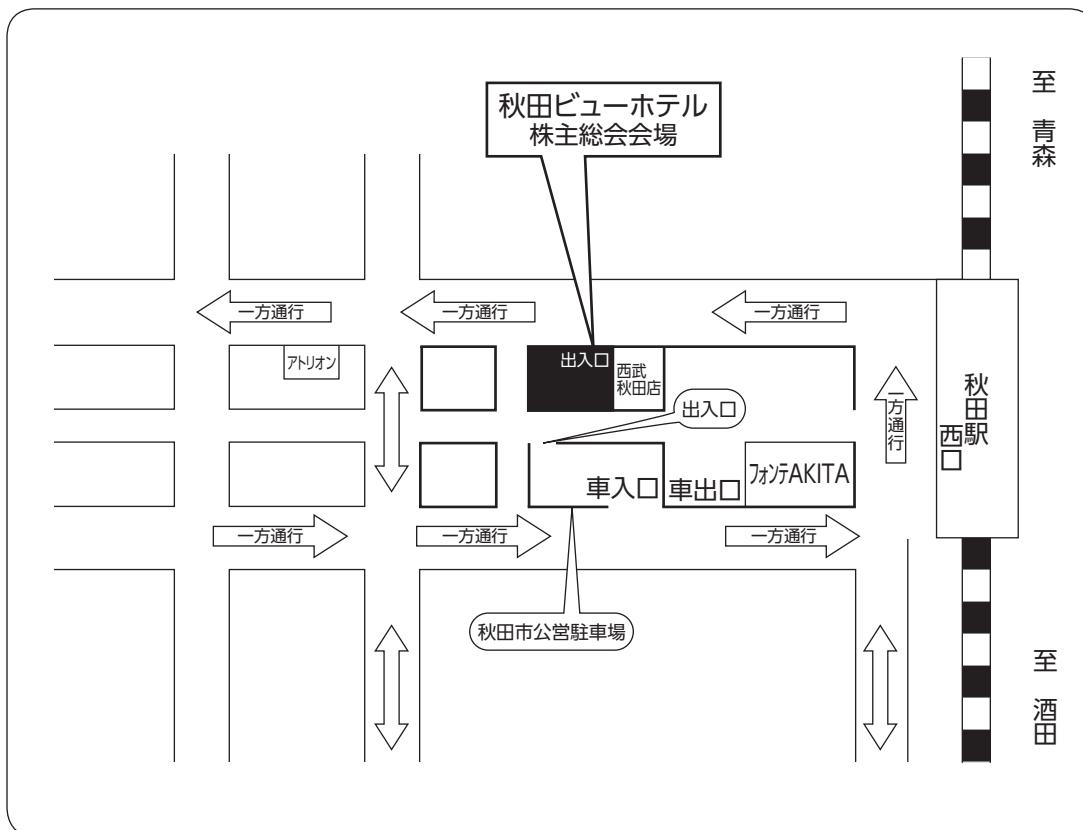
【場 所】 秋田市中通二丁目6番1号 秋田ビューホテル 4階「光琳の間」

【TEL】 018(832)1111

【交 通】 JR秋田駅西口より徒歩7分

駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

なお、秋田市公営駐車場をご利用の場合には、
お帰りの際、駐車券をホテルフロントにご提示ください。



◎本総会においては、ご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりません。

なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。